兵庫県条例第　　号

暴力団排除条例の一部を改正する条例

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第２条第８号中「特定接客業」を「特定営業」に改め、同号に次のように加える。

カ　施設を設けて、人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓楽的雰囲気を醸し出す方法で異性の客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供を行う営業

キ　公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為を行う営業

(ｱ) 風俗営業等（アからカまでに掲げる営業をいう。(ｲ)及び(ｳ)において同じ。）に関し、客引きをすること。

(ｲ) 風俗営業等に関し、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。

(ｳ) 風俗営業等に係る役務に従事するよう勧誘すること。

(ｴ) 対価を得て写真又は映像の被写体となる行為をする役務に従事するよう勧誘すること。

第２条第９号中「特定接客業者　特定接客業」を「特定営業者　特定営業」に改める。

第13条中「第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域若しくは商業地域」を「用途地域（同号に規定する工業専用地域を除く。)」に改める。

第26条中「第24条第１項」を「第24条」に、「同項」を「同条」に改める。

第27条中「第25条第１項」を「第25条」に、「同項」を「同条」に改める。

第28条の見出し中「特定接客業者」を「特定営業者」に改め、同条中「特定接客業者」を「特定営業者」に、「特定接客業」を「特定営業」に改める。

第29条中「特定接客業」を「特定営業」に、「特定接客業者」を「特定営業者」に改める。

第31条中「第24条第１項」を「第24条」に、「第25条第１項」を「第25条」に、「違反した」を「違反する行為をした疑いがあると思料される」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年５月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の暴力団排除条例（以下「改正後の条例」という。）第13条の規定は、この条例の施行又は同条の規定の適用の際現に運営されている暴力団事務所等（暴力団排除条例第２条第６号に規定する暴力団事務所等をいう。以下同じ。）であって、新たに改正後の条例第13条の規定により暴力団事務所等を運営してはならないこととされる区域に存するものについては、適用しない。

３　改正後の条例第26条から第29条まで及び第31条の規定は、この条例の施行の日以後にする行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の例による。

４　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。